

地域包括支援センター引野



2018 年春号

「権利擁護」(けんりようご)と聞いて皆さんはどんなことをイメージされますか?

編集·発行

福山市地域包括支援センター引野 2018(平成30)年3月発行

2017 年度 振りかえり

取以みの継続

★2017 年度も残すところ 1 ヶ月となりました。

毎年恒例となりました、地域包括支援センター引野の1年間の活動を振りかえってみましょう。 ご存知のように、包括支援センター引野は、福山市健康福祉局長寿社会応援部に位置づけされた、高 齢者支援課と介護保険課から指導を受け、担当小学校区(5 学区)の 65 歳以上高齢者の皆さまや、要支 援認定者の皆さまと関わりをもつ業務に携わっております。

年間の活動

- ・一般介護予防教室として、毎月6会場で5~15名の地域の皆さまを対象としたゴムバンド体操やDVD体操を実施。2月までの集計、延べ人数で約250名の参加。
- ・手城プラザでは毎月1回「ぷらちなカフェ」を開催。同じく2月までの延べ人数は約140名。
- ・地域ケア会議(個別)を定例で開催。圏域は今年度、主として2回開催。共催2回。
- ・地域の介護支援専門員の集いを定例開催
- ・主任介護支援専門員の集いを近隣の包括支援センターと定例開催
- ・事例検討会を定例開催

など

また、福山地区「認知症の人と家族の会」定例会への参加や、若年期認知症のご本人とその家族を対象とした「陽溜まり会東部」への参加を団体の皆さまのご理解の下継続。

認知症サポータ-養成講座や、地域サロンまた住民学習会でのレクリエーション活動や講座など。依頼 に合わせた活動を実施。

昨年度よりも、いっそう地域の皆さまと交流する機会が増えていると感じております。 次年度は、『継続は力なり』と言う言葉とともに事業を積み重ね、『相談しやすい窓口』としての活動を 続けていきます。どうぞ、宜しくお願いいたします。







*ホームページも見て下さいね **『houkatsuhikino. rgr. jp』** 『包括引野』で検索して下さい。

「権利擁護」ってなんだろう?シリーズ④

もしかしたら堅苦しいとか難しい印象を受けられるかもしれませんね(*^_*) 高齢者や障がい者、児童福祉の現場等で使われることが多い言葉で日常生活の中ではなかなか 耳にする機会は少ないと思います。今号では「法定・任意後見の申請」について説明します。

【法定後見の手続き】

- ①家庭裁判所に足を運び30分程度のDVDで制度を理解された後、申立書、関係書類一式を 受け取ります。
- ②家族、四親等内の親族のうちの誰かを「申立人」として家庭裁判所に「後見開始申立」手続きを行います。(補佐、補助もほぼ同じ流れです)申立人がいない場合等には市町村長などが申請を行う事もあります。
- ③家庭裁判所の調査官が申立人、後見人候補者に面談調査を実施します。
- ④法務局に登記され後見が開始されます。

※ぜひ前号と併せてお読みください(^▽^)

◆ポイント:家庭裁判所が適当と認め選任した方が後見人になります。

【任意後見の手続き】 ※元気な内に後見人を決めておく制度です。

- ①本人と後見人候補者(本人が自分で選ぶ)とで公証役場へ行きます。
- ②後見の内容等を決め、公証人の前で公正証書を交わします。
- ③本人の判断能力が低下したら申立て・選任のうえ後見が開始されます。
- ◆ポイント:自分の意思で決めた方が後見人となり内容も本人が決めることが出来ます。



福山公証役場 〒720-0034

福山市若松町 10-7 若松ビル 4 階

5 (084) 925–1487



広島法務局福山支局 〒720-8513

福山市三吉町一丁目 7-2

7 (084) 923-0100